

## 固定資産税の課税免除申請にかかる提出書類

### I 新規分

提出書類	家屋 (土地)	償却 資産
1. 課税免除申請書(条例第8条に定める様式)	○	○
2. 青色申告書の写し	○	○
3. 当該事業主の事業内容が確認できる書類(定款等)	○	○
4. 事業計画など、当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類	○	○
5. 旅館業営業許可書(離島の地域における課税免除申請事業所のみ)	○	—
6. 産業高度化・事業革新措置実施計画認定通知書の写し (産業高度化・事業革新促進地域制度を活用した事業所のみ)	○	○
7. 施設の位置図	○	○
8. 施設全体・各階の平面見取り図(対象資産等も明示すること)	○	○
9. 施設立面図	○	—
10. 家屋工事請負関係の契約書の写し (売買取得の場合は不動産売買契約書の写し)	○	—
11. 土地売買契約書の写し (該当者のみ。土地取得後1年以内に建物の工事を開始した場合)	○	—
12. 土地・家屋登記の写し	○	—
13. 対象資産について事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類(法人税法施行規則別表第16「減価償却額の計算に関する明細書」の写等)などの評価額算出のための資料	—	○
14. 対象資産の機能等がわかる書類(製造工程等における当該資産の位置付け、機能、客観的生産能力を示す資料及び生産工程図、写真等)	—	○
15. その他(必要に応じ資料の提出を求めることがあります)	○	○

### II 継続分

上記表の1及び2(償却資産は、加えて13など対象となる資産の評価額算出のための資料(償却資産申告書など))

#### 【提出先】

伊江村役場 住民課 税務係

〒905-0501 沖縄県国頭郡伊江村字東江前38番地

TEL:0980-49-2316 FAX:0980-49-2003